

令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年11月8日現在

災害時の住家被害の程度
(損害割合)

全壊

(50%以上)

大規模半壊

(40%以上50%未満)

半壊

(20%以上40%未満)

一部損壊 (準半壊)

(10%以上20%未満)

一部損壊

(10%未満)

対象：当面の日常生活が営み得ない、自らの資力をもってしては応急修理ができない方

全壊しても修理して
住み続ける場合対象
最大59.5万円分

最大59.5万円分

最大30万円分

対象外

※ 災害救助法が適用された55市町村における住家に限ります。
※ 市町村が発注し応急修理を実施します。自ら契約し支払いが完了した修理は対象外となります。
※ 借家にお住まいの方は、所有者が修理を行えない場合は対象となる可能性があります。

申込期限

令和元年12月2日

※必要に応じて延長
されることがある。

民間賃貸住宅
借上げ制度
併用不可

応急修理

基礎支援金

発災後
13ヶ月以内に申請

100万円
〔
単身世帯
75万円
〕

50万円
〔
単身世帯
37.5万円
〕

※ やむを得ない事情で解体しなければならない場合
のみ 全壊と同様に扱います。

【加算支援金について】

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を
建設・購入(補修)場合は、
・賃借時に50万円(単身世帯には37.5万円)
・建設・購入(補修)時に差額の150(50)万円
(単身世帯は112.5(37.5)万円)を支給します。

被災者生活再生支援

+

加算支援金
再建方法に
応じた支援
発災後
37ヶ月以内に
契約し申請

新たに住宅を
建設・購入
200万円

〔
単身世帯
150万円
〕

元の住宅を
補修
100万円

〔
単身世帯
75万円
〕

賃借
(民間)
50万円

〔
単身世帯
37.5万円
〕

※ 公営住宅(民間借上げ住宅を含む)に入居している間は、
加算支援金(賃借)の対象外です。

【お問い合わせ】

- 応急修理に関すること
鏡石町都市建設課
電話0248-62-2116
- 被災者生活再生支援に関すること
鏡石町税務町民課
電話0248-62-2112

住宅補修・再建等支援メニュー

令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年11月8日現在

災害時の住家被害の程度

全壊

大規模半壊

半壊

一部損壊(準半壊)、床上浸水他

公営住宅

市町村営住宅
県営住宅
復興公営住宅
震災応急仮設住宅 等
一時入居
原則
3ヶ月入居
※詳細情報は
各自治体HPへ

対象：自らの資力で住宅を得ることができない、継続的な居住が困難な方

【使用料】

- ・住宅・駐車場の使用料は免除
- ・退去の際の修繕費用は免除（使用者の故意または過失による毀損等は除く）
- ・光熱水費、共益費、リース料、自治会費は使用者の負担

【住まい・駐車場】

- ・県や市町村のホームページをご確認ください。

【対象者】

- ①住宅確保ができない
- ②応急修理制度を利用していない

【対象者】

- ①住宅として利用・居住できない（※1）
- ②住宅確保ができない
- ③応急修理制度を利用していない

1ヶ月以上住居に居住できないと市町村長が認める場合

- ・二次災害により住宅に被害が起こる恐れがある
- ・ライフラインが途絶
- ・地滑り等により避難指示を受けている 等

【対象者】

- ①住宅確保ができない
- ②応急修理制度を利用していない

民間賃貸住宅借上げ

原則
1年間の供与

令和元年10月12日
(被災時)に災害
救助法が適用され
た市町村に居住し
ていること。

応急修理制度
併用不可

【借上げ対象住宅とは】

- ・県が借上げ、提供することに貸主が同意した住宅
- ・①昭和56年以降建設された住宅 ②耐震診断、耐震改修等で安全性が確認された住宅
- ・家賃が6万円以下/1ヶ月（対象世帯が5名(乳幼児除く)以上は9万円以下/1ヶ月）

【費用について】

(入居者負担)

- ・光熱水費/管理費*/共益費*/駐車場費*/自治会費
→家賃+※の合計額（駐車場は1台分）が家賃上限額を超えない場合は、県が負担。
- ・入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用

(県負担)

- ・家賃/礼金(家賃の1ヶ月分を限度)/仲介料(家賃の0.55ヶ月分を限度)/退去修繕負担(家賃の2ヶ月分)/入居時鍵交換費用
- ・なお、損害保険料（家財保険は除く）は県が一括加入

※1 流入した土砂や流木等を除去し、床、壁、衛生設備等を修理し、清掃、消毒等を行えば居住できるような場合は対象となりません。

令和元年10月12日以降、市町村が受付を開始するまでの間に既に自己契約して民間賃貸住宅に入居している方で、借上げ対象住宅や費用負担の要件を満たす場合は、県や市町村にご相談ください。（受付開始以降に自己契約した場合は対象となりません。）

【お問い合わせ】

- 公営住宅に関すること
鏡石町総務課
電話0248-62-2111
- 民間賃貸住宅借上げに関すること
鏡石町都市建設課
電話0248-62-2116

住居の提供支援メニュー

民間賃貸住宅借上げ

令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年11月8日現在

現在の状況

- ・被災した住宅で生活している方
- ・避難所等で生活している方（避難所その他、親戚や友人宅等に一時避難している方も含む）

住宅の状況

全壊 ※

大規模半壊 ※

半壊

床上浸水他

一部損壊(準半壊)

被害が大きく修理できない（又は長期にわたり住居に居住できない）

被害を受けているが、修理すれば居住可能

住宅支援

民間賃貸住宅借上げ制度
(原則1年間の供与)

公営住宅(市・県)一時入居
(原則3ヶ月)

※公営住宅の一時入居については、床上浸水も可。

応急修理制度
最大：59.5万円
(準半壊：最大30万円)

注意！「応急修理制度」と「民間賃貸借上げ制度」の併用不可

自宅の再建

※「全壊」「大規模半壊」については、「被災者生活再建支援制度」も該当します。

【お問い合わせ】

鏡石町都市建設課 電話0248-62-2116

令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年11月8日現在

			災害救助法		被災者生活再建支援法	県が管理する住宅等への一時避難（3か月）	
損壊の種類	住宅の損害割合	浸水深等	新たに県が借り上げる応急仮設住宅（民間借上住宅）	住宅の応急修理制度	被災者生活再建支援制度	既存の建設型仮設住宅	県営住宅、災害公営住宅
全壊	50%以上	住家流出又は床上1.8m以上の浸水	対象	（原則対象外）	対象	住宅に被害を受け、避難を余儀なくされている方	対象
大規模半壊	40%以上	床上1m以上1.8m未満の浸水	水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない方は対象	対象 （595,000円以内）	対象		対象
半壊	20%以上	床上1m未満の浸水		対象 （595,000円以内）	半壊によりやむを得ず住宅を解体した世帯は対象 （解体しない半壊住宅は対象外）		対象 （床上浸水していれば対象）
一部損壊	10%以上 20%未満	（第2次調査の部位別判定。各部位の損傷程度等による。）		対象 （300,000円以内）			
	10%未満						
応急修理との併用			併用不可。 （応急修理制度は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住居に引き続き住んでいただくことを目的としているため。）		大規模半壊の場合で、応急修理制度で修理していない部分を補修した場合は、上記制度の加算支援金の対象。	併用可	併用可。 ただし、今後、県営住宅等への入居が応急仮設住宅の供与と整理された場合は、併用不可。

※県が新たに借り上げる応急仮設住宅については、二次災害等により住宅が被害を受けるおそれのある、ライフラインが途絶しているなど、長期（1か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村が認める方も対象。

※被災者生活再建支援法では、半壊住宅をやむを得ず解体した場合に加え、住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した場合も対象。